

[改定後] P T A 弔 事 等 規 定

第 1 条 [趣旨] この規定は、大阪府立刀根山高等学校 P T A 会員（以下「会員」という。）及び生徒の弔事その他について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 [定義] この規定の「弔事その他」の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

(1) 「弔事」とは、会員及び生徒等の死亡をいう。

(2) 「その他」とは、生徒の疾病若しくは負傷、又は会員及び生徒の非常災害等の被災をいう。

第 3 条 [弔事] 前条第 1 号の弔事については、次のとおり弔慰金を贈る。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 生徒が死亡したとき | 3 0, 0 0 0 円 |
| (2) 会員が死亡したとき | 2 0, 0 0 0 円 |

第 4 条 [その他] 第 2 条第 2 号のその他については、次のとおり見舞い金を贈る。

- | | |
|--|--------------|
| (1) 生徒が、学校管理下における疾病又は負傷により、引き続き 1 か月以上療養を受けた場合 | 1 0, 0 0 0 円 |
| (2) 会員及び生徒が非常災害を受けた等特別の場合、そのつど役員会に諮って決めた額。 | |

[付則] この規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

[付則] この規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

[付則] この規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。